

第 6 回東日本部会統一論題に対するコメント

古 庄 修
日本大学

国際会計研究学会第 6 回東日本部会におけるふたつの統一論題報告、すなわち、山田純平先生「IASB における負債と資本の区別とその問題点」（以下、山田報告という）ならびに川村義則先生「IASB 概念フレームワーク（公開草案）と減損会計」（以下、川村報告という）に対するコメンテーターとして、筆者は当日のコメントを以下に要約する。

山田先生は、会計主体論の問題を捉えて負債と資本の区別を論じられてきた研究者として知られているが、山田報告の主題は、IASB においても長く検討されながらいまだ解決に至らない負債と資本の区別をめぐる議論の経緯と概念フレームワーク形成の動向をふまえて、なぜ未解決となっているのかその理由を明らかにし、解決に向けた道筋を示そうとするものであった。

山田報告においては、負債と資本の区別をめぐる問題に決着がつかない理由として、エンティティ全体の観点から財務諸表が作成されることと負債を重視することとの整合性が不十分であるとの知見が示された。そこではプッタブル金融商品（清算時または早期買戻し時に純資産を比例的に受け取ることができる金融商品）を例示して、「負債＝経済的資源を引き渡す義務」の考え方が強すぎるため、例外が生じざるを得ないことを指摘している。

IASB の概念フレームワーク 2015 年公開草案は、現状のまま 2 区分かつ「負債確定アプローチ」を提案しているが、山田報告は 2 区分の

重要性を B/S の観点および P/L の観点其々から説明するとともに、2 区分以外の方法としてこれまで提案されてきた無区分や 3 区分の可能性についても整理された。そのうえで現行制度の問題点を検討するための論点として、自社株決済およびプッタブル金融商品を取り上げて、前者は、固定対固定の原則を適用すること、後者は金融負債の定義の例外として資本と区分されることに注目している。

本報告は、負債厳格解釈説に異論を唱えて、 $資産 - 負債 = 資本$ ではなく、 $資産 - 資本 = 負債$ の等式を重視していると考えられる。

この点について敷衍すれば、例えば、強制償還義務株式（あらかじめ定められた日もしくは決定可能な日に、または発生することが確実な事象の発生時に資産を譲渡して株式を償還する義務を発行者に負わせる株式）について、IFRS では定義上、①「金融資産または金融負債を交換する契約上の義務」、②「自社の持分金融商品で決済される契約」に基づいて、負債として処理される（また、米国基準においても負債である）。日本においてはこれをどのように捉えればよいのだろうか。

IASB の概念フレームワーク 2015 年公開草案が、無区分や 3 区分ではなく、2 区分かつ「負債確定アプローチ」を修正せず、結論を先送りした理由は何か。例えば、エンティティ全体の論点によるとき無区分すなわち $資産 = 持分$ となり、山田報告が示唆するように、このことは資本と利益の区別に影響する。すべての請求権

を直接測定することは、企業全体の価値の測定になり、一般目的財務諸表の目的を逸脱することになる。他方、負債と資本の区別以外にサブクラスを設ける 3 区分を採用する場合には複雑性を招き、かかる区分の変動は収益・費用の定義に合致するのか。山田報告において自社株決済を固定対固定の原則に基づき分類し、プッタブル金融商品を資本とみるのはこれまでの経緯から当然であるとも解し得るが、山田先生には、資本と利益の区分に係る議論の経緯をふまえて長年にわたり決着がつかない理由を改めてご説明頂くとともに、本報告が含意する新たな問題ないし展開はあるのか、日本の概念フレームワークと会計基準を念頭にご教示をお願いした。

川村報告においては、減損会計についてIASBの概念フレームワーク 2015 年公開草案の関連事項を整理したうえで、網羅的に基本的な論点の検討が行われた。特に、概念フレームワークの改訂が保守主義の程度を高める方向にあることを捉えて、のれんを含めたいくつかの実証的証拠に基づく会計基準の在り方が論じられた。

周知のように、減損損失の認識の判定について、IFRSは経済性基準、日本基準は蓋然性基準に基づく。減損の測定については、IFRSと日本基準は対象資産を回収可能額（使用価値と正味売却価額のいずれか大きい方の額）で測定するが、IFRSでは減損損失の戻入れが行われる一方で、日本基準では認められていない。また、のれんの減損については、IFRSでは規則的償却は禁止され、少なくとも年1回の減損テストの適用が要求されること等、日本基準との間に無視できない相違点がある。

IASB概念フレームワークは、減損会計基準に直接言及していないとしても、総体としてより保守的な会計を志向しているというのが川

村先生の認識である。とりわけ減損会計には認識要件を満たしたときに断崖（cliff）を作るという特徴をふまえて、経営者に規律を与えるという観点からどの程度の断崖（cliff）を作ることが制度設計上の鍵となることを強調された。

川村報告における提案は、減損会計基準をより保守的な方向に進めるというものであった。すなわち、使用価値より公正価値（市場平均の期待）に高い市場規律が期待できるため、“cliff effect”を有効に活用して経営者の裁量を抑止する観点から、公正価値（または正味売却価額）による測定を再検討する余地があることを示唆された。特にのれんの金額は大きくその経済的影響も重要であることから、のれんの償却は減損処理における経営者の裁量に対する感応度を低下させる。減損処理をより有意義なものとするうえでの論点が明示された。

日本においては減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識し、測定すること、また実務上の事務負担の増大を理由として減損損失の戻入れが禁止されているが、IASBが当該戻入れを求める理由については、減損の測定の観点から概略以下のような異なる説明が可能であろう。すなわち、公正価値を用いて減損損失を把握する考え方は、対象資産の売却と再購入という取引を擬制している。かかる考え方に基づけば、新たな取得原価に基づいて減価償却が行われることになる。つまり新たな資産の再購入を擬制しているため、戻入れの可能性はない。他方で、IFRSのように回収可能額を用いて減損損失を把握する考え方は、減損処理によって支出額に基づく評価から、収入額に基づく評価—債権と同様の性格付けが可能な資産—へと変換されたと理解しうる。そのためもはや減価償却を行う必要はなく、継続的に回収可能性を確認する処理が求められる（齋藤[2007]）。減損の戻入れは過去の見積りの修正

となるため、むしろ必然ということになる。

川村先生には、減損会計基準をより保守的に進めるとの知見について改めてご説明をお願いした。また、IFRS、米国基準および日本基準の間に相違点を残したままとなっている典型的な会計基準として、減損会計基準のコンバージェンスはいかに進められるべきか、これまで会計基準の開発（制度設計）に深く関与されてきた研究者として、川村先生には理論と区別して説明される制度としての減損会計基準の在り方についてもご教示をお願いした。

参考文献

- 今福愛志・田中建二 [2001] 「資産の取得と決済方法の変化—負債と資本の区分問題—」『企業会計』第53巻・第8号, 60-66頁。
- 今福愛志・田中建二 [2001] 「負債と資本の区分再考」『企業会計』第53巻・第9号, 103-108頁。
- 梶田龍三 [2001] 『自己株式会計論』白桃書房。
- 齋藤真哉編著 [2007] 『減損会計の税務論点』中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2014] 「負債と資本の区別」平松一夫・辻山栄子編著『会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 275-328頁。
- 山田純平 [2012] 『資本会計の基礎概念—負債・持分の識別と企業再編会計—』中央経済社。